

IFRIC Review

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

目次

主たる決定事項

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」— 特定日に市場に参加することに対して請求される税金
- IAS 第 32 号「金融商品：表示—NCI プット・オプション」
- IAS 第 12 号「法人所得税」— 回収方法を決定するための反証可能な推定

委員会の議論の要約

- IAS 第 19 号「従業員給付」— 「高齢者時短就業契約 (Altersteilzeit)」制度に対する解雇給付の定義の適用
- IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」— 建設またはアップグレード・サービスに関するキャッシュ・フローの表示
- IFRS 第 3 号「企業結合」— 事業の定義
- IAS 第 38 号「無形資産」および IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」— 償却方法の選択
- IFRS 第 3 号「企業結合」— ジョイント・ベンチャーに対する例外の範囲
- IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」— 企業結合キャッシュ・フローの分類
- IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」— 持分法の適用
- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」— 非累積的優先配当を考慮した 1 株当たり利益の算定
- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」— ジョイント・オペレーションに対する持分の取得
- IFRIC 第 15 号「不動産の建設に関する契約」— 不動産取引における支配の連続的な移転の意味
- IAS 第 12 号「法人所得税」— コーポレート・ラッパー
- IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」— サービス委譲契約における営業者による支払い

管理セッション

-

2011年11月3日および4日の国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) 会合の要約

主たる決定事項

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」— 特定日に市場に参加することに対して請求される税金

委員会は、負債を生じる事象を識別するために、特定日に市場に参加することに対して請求されるその他の税金 (Levies) に対して、IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」が、類推により適用されるべきかどうかについて明確にする要請を受けた。明確化についての本案請は、特定日において企業がある活動に参加することを条件とする税金について、負債の認識時期に関連している。

この論点は、これまで 2011 年 7 月および 2011 年 9 月の会合で議論された。委員会は、2011 年 11 月の会合で引き続き議論し、たとえ企業が将来の期間に継続して活動することを経済的に強制されるとしても、その将来の期間に活動することから生じる税金を支払う推定的債務が生じないことを認識した。さらに、継続企業の原則は、企業が将来の期間に活動することから生じる税金について、報告日現在に負債を認識するかどうかに影響を及ぼさないであろう。委員会は、債務発生事象は現在の債務を生じさせるために必要であり、現在の債務を生じさせる活動がある期間にわたって生じている場合 (例えば、法律により識別された債務発生事象が、ある期間にわたっての収益の創出である場合) には、債務発生事象は徐々に生じることを指摘した。税金が、税金を支払う企業が税金の支払いの対価として資産または将来のサービスを受領するという交換取引である場合を除き、企業は負債の認識時に費用を認識することを、委員会は示した。

委員会は、現在の債務を生じさせる活動がある期間にわたって生じている場合、債務発生事象が徐々に生じることになるという原則を (特定の例を用いて) テストすること、および将来の会合で検討する提案されたガイダンスを委員会に提供することを、スタッフに要請した。

IAS 第 32 号「金融商品：表示－NCI プット・オプション」

委員会は、非支配持分についての売建プット・オプション(NCI プット)について認識される金融負債の事後測定に係る会計処理の多様性に関する関連当事者の懸念を前提に、支配株主の連結財務諸表における NCI プットの会計処理を以前に議論した。以前の会合で、委員会は、NCI プットの測定の基礎を他のデリバティブ契約に使用される測定に変更することになる狭義の範囲の改訂を通して、IAS 第 32 号から NCI プットを削除することを提案した。しかし、審議会は提案された改訂を進めないことを決定し、代わりに、当該負債の事後の変動に係る会計処理の明確化を検討することを委員会に要請した。

2011 年 11 月の会合で、委員会は、この論点を委員会のアジェンダに戻すことに合意し、スタッフに、当該論点の進め方について審議会からガイダンスを得るように要請した。

IAS 第 12 号「法人所得税」－回収方法を決定するための反証可能な推定

委員会は、投資不動産の回収方法の推定が、IAS 第 12 号(2010 年改訂)51C 項に従って反証が可能な状況を明確にする要請を受けた。特に、51C 項は、繰延税金資産または負債が IAS 第 40 号「投資不動産」で公正価値モデルを使用して測定される投資不動産から生じる場合、投資不動産の帳簿価額が売却を通じて回収されるという反証可能な推定があることを認識している。委員会は、その推定が 51C 項で記載されている以外の場合において、反証可能かどうかを明確にする要請を受けた。

51C 項は反証可能な推定として表現され、「その場合およびその場合にのみ」と記載することによる推定の反証の前置きがないことを考えれば、委員会は、その結論を支持する十分な証拠が入手可能であるならば、当該推定が 51C 項で記載される以外の状況において反証可能であると考え、委員会は認識した。したがって、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことに決定した。

暫定的なアジェンダの決定

委員会のアジェンダに暫定的に追加されない論点

IAS 第 19 号「従業員給付」－高齢者時短就労契約(「Altersteilzeit」)制度に対する解雇給付の定義の適用

年次改善で検討される論点

年次改善プロジェクト(2011 年－2013 年サイクル)に含めることが提案された論点

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」－建設またはアップグレード・サービスに関するキャッシュ・フローの表示

IFRS 第 3 号「企業結合」－事業の定義

IAS 第 38 号「無形資産」および IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」－償却方法の選択

**年次改善プロジェクト(2011 年—2013 年サイクル)に含めることが提案されな
かった論点**

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」—繰延べられた対価および条件付対価
についての現金払いの分類

他に検討される論点

仕掛中の論点

IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」—持分法の
適用

IAS 第 33 号「1 株当たり利益」—非累積的優先配当を考慮した 1 株当たり利
益の算定

IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」—ジョイント・オペレーションに対する
持分の取得

IFRIC 第 15 号「不動産の建設に関する契約」—不動産取引における支配の連
続的な移転の意味

IAS 第 12 号「法人所得税」—コーポレート・ラッパー

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」—サービス委譲契約における営業者によ
る支払い

委員会の議論の要約

**IAS 第 19 号「従業員給付」—「高齢者時短就労契約 (Altersteilzeit)」
制度に対する解雇給付の定義の適用**

委員会は、ドイツにおける「高齢者時短就労契約 (Altersteilzeit)」制度 (ATZ 制
度) への IAS 第 19 号 (2011 年) の適用に関するガイダンスの要請を受けた。
ATZ 制度とは、特定の年齢グループの従業員が、法的な退職年齢前に (完全
またはパート・タイム) 雇用から退職に円滑に進むためのインセンティブを生じ
させるために考案された早期退職プログラムである。ATZ 制度は、50% の労
働時間の削減と交換に、従業員に賞与の支払いを提示している。彼らの雇用
は、要求された勤務期間の終わりに終了する。賞与の支払いは、要求された
勤務期間の完了を条件とする。給付に対する適格性は従業員の年齢を基礎と
するが、通常過去の勤務要求も含む。

委員会は、賞与の支払いが特定の期間にわたる従業員の勤務の完了を条件
とするため、ATZ 制度は要求された勤務および解雇給付双方の属性を有して
いることを認識した。この事実は、給付が当該勤務との交換であり、そのため、
IAS 第 19 号 (2011 年) 162 項 (a) に従って解雇給付と考えられるべきではない
ことを示唆している。したがって、委員会は、当該論点をアジェンダに追加しな
いことを暫定的に決定した。委員会は、2012 年 1 月の委員会の会合で、この
暫定決定を再検討する予定である。

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」—建設またはアップグレード・サービスに関するキャッシュ・フローの表示

委員会は、サービス委譲契約の下で建設サービスに関連する「キャッシュ・インフロー」が営業または投資キャッシュ・フロー、もしくは双方のキャッシュ・フローとして表示されるべきであるか、および「キャッシュ・アウトフロー」が営業または投資キャッシュ・フローとして表示されるべきであるかを対処する要請を受けた。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における原則は、これらのキャッシュ・フローを創出した活動に整合的にキャッシュ・フローを分類することであることを委員会は認識した。委員会は、サービス委譲契約の下での建設サービスは営業活動であり、したがって営業キャッシュ・フローとしてそのキャッシュ・フローを表示することがより適切であることを認識した。

委員会は、サービス委譲契約における建設またはアップグレード・サービスを提供する営業者が、営業キャッシュ・フローとしてこの活動に関連するすべてのキャッシュ・フローを表示すべきであることを明確にするために、審議会が IAS 第 7 号 14 項を改訂することを提案する予定である。

IFRS 第 3 号「企業結合」—事業の定義

委員会は、比較的単純な関連したプロセスにおける資産が IFRS 第 3 号の事業の定義を満たすかどうかについて明確化の要請を受けた。本要請は、清掃、メンテナンスおよび管理サービス（例えば、賃料の回収）のような関連プロセスと、複数のテナントとのさまざまな期間のリース契約を有する単一の投資不動産の取得の設例を強調した。本要請は、一部では、サービスを提供する義務のあるそのような投資不動産の取得が IFRS 第 3 号で定義されるような企業結合であると考えられるものの、他では、それが単一の投資不動産の取得であると考えられることを指摘した。

2011 年 9 月の会合で、委員会は、投資不動産を取得する企業が、IFRS 第 3 号の付録 A に定義される事業の定義を満たすかどうかを検討すべきであることを認識した。さらに、付随的なサービスに関する IAS 第 40 号 11 項から 14 項のガイダンスは、自己使用不動産と投資不動産を区分することを意図している。

2011 年 11 月の会合で、委員会は、投資不動産の取得が単一の資産または資産グループの取得であるか、もしくは企業結合であるかを決定するために判断が必要であること、そして、この決定は IAS 第 40 号ではなく IFRS 第 3 号を基礎とするべきであることを明確にするため、審議会が IAS 第 40 号を改訂することを提案する決定を行った。

IAS 第 38 号「無形資産」および IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」—償却方法の選択

委員会は、サービス委譲契約の無形資産について適切な償却方法を決定する際に、IAS 第 38 号 97 項および 98 項の「資産から生じる予想される将来の経済的便益の消費」の用語の意味を明確にする要請を受けた。本要請は、使用者に請求される料金が契約で締結され、より低い料金が委譲の開始時に課

されるが、消費者に負担がないように、委譲者の実務と整合して徐々に増加するという特定の事実パターンを含んでいる。

委員会は、収益を基礎とするまたは時間を基礎とする償却方法が、基礎となる契約条件の経済的な現実をより良く反映するかどうかを検討した。委員会は、IAS 第 38 号の原則では、償却方法は予想される将来の経済的便益の消費パターンを反映するものであり、予想される将来の経済的便益の創出のパターンを反映するものではないことを指摘した。したがって、委員会は、収益を基礎とする償却方法は、無形資産から生じる予想される将来の経済的便益の消費パターンの適切な反映ではないことを決定した。委員会は、スタッフに 2012 年 1 月の会合で議論される予定である提案された年次改善をドラフトすることを要請した。

IFRS 第 3 号「企業結合」—ジョイント・ベンチャーに対する例外の範囲

委員会は、共同支配の営業活動および共同支配の資産、またはジョイント・オペレーションを基礎とする活動および資産が事業を構成する場合、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」における共同支配の営業活動または共同支配の資産に対する持分の取得についてのベンチャーによる会計処理、および IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」に定義されるジョイント・オペレーションに対する持分の取得についてのジョイント・オペレーターによる会計処理を明確にする要請を受けた。

2011 年 9 月の会合で、委員会は、IAS 第 31 号を IFRS 第 11 号に置き換える際に、IASB が、「ジョイント・ベンチャーの設立」について IFRS 第 3 号 2 項(a)の範囲除外の表現を変更しなかったことを認識した。したがって、IASB は IFRS 第 3 号の範囲を変更することを望まなかったこと、IFRS 第 11 号は異なる種類のジョイント・アレンジメントを再定義し、名前を変えたため、「ジョイント・アレンジメントの設立」を言及するために、IFRS 第 3 号 2 項(a)は改訂されるべきであったことが、委員会の理解である。

2011 年 11 月の会合で、委員会は、IFRS 第 3 号 2 項(a)の範囲除外がジョイント・アレンジメントの財務諸表における会計処理に対してのみ関係し、ジョイント・アレンジメントにおけるジョイント・ベンチャーまたはジョイント・オペレーターの持分の会計処理には関係しないことを認識した。したがって、委員会は、すべての種類のジョイント・アレンジメントを取り扱い、範囲除外がジョイント・アレンジメントそれ自体の財務諸表における会計処理にのみ適用することを明確にするために、審議会が IFRS 第 3 号 2 項(a)を改訂すべきであることを提案する決定を行った。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」—企業結合キャッシュ・フローの分類

委員会は、IAS 第 7 号の繰延べられた対価および条件付対価の分類のガイダンスについての要請を受けた。本要請は、条件付対価の決済がキャッシュ・フロー計算書において営業、投資または財務活動として分類されるべきであるか、そして企業結合における繰延べられた対価の事後の決済がキャッシュ・フロー計算書において営業、投資または財務活動として分類されるべきであるかどうかに関して、明確化を要請している。

委員会は、含まれる課題が企業結合以外の状況にも関連することを前提に、当該論点が年次改善プロセスを通して解決するには広範すぎると考えた。したがって、委員会は、IASB が当該論点を年次改善プロジェクトに追加すべきでないことを提案する決定を行った。

IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」— 持分法の適用

委員会は、持分法の記載および適用に関して、IAS 第 28 号と IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(2007 年改訂)の要求の間の不整合を訂正し、被投資企業の純損益またはその他の包括利益に認識されない、もしくは配当の受領ではない被投資企業の純資産のその他の変動(例えば、関連会社のその他の剰余金の動き、および子会社の非支配持分との関連会社の取引から生じる利得および損失)の投資企業の持分に係る会計処理を明確にする要請を受けた。

委員会は、2011 年 5 月の委員会の会合でこの論点を議論し、この論点が、IAS 第 28 号を取り扱う、より広範なプロジェクトの一部として審議会により検討されるべきであることを提案した。しかし、2011 年 9 月における審議会の会合で、審議会は、この論点を更に分析し、短期間で解決を提案するよう委員会に要請した。

2011 年 11 月の会合で、委員会は、審議会の要請で当該論点を再検討することに合意した。委員会は、複数の事実パターンを検討して、IAS 第 28 号を改訂するかどうか、およびどのように改訂するかを検討する際に、審議会に有用となるであろう原則を開発するように、スタッフに要請した。スタッフの分析の結果は、将来の会合で委員会により議論される予定である。

IAS 第 33 号「1 株当たり利益」— 非累積的優先配当を考慮した 1 株当たり利益の算定

委員会は、資本として分類される非累積的優先株式における配当(「優先配当」)は、IAS 第 33 号の下で基本的 1 株当たり利益(「EPS」)の算定に対する調整とすべきことを明確にする要請を検討した。明確化についての本要請は、いつ当該配当が EPS を算定する際に検討されるべきかに関して、明確さが欠如している IAS 第 33 号 14 項(a)における「当該期間に関して宣言された」の用語の使用を特に検討している。

IAS 第 33 号 A14 項が、参加の特徴を有する非累積的優先株式であり、資本性金融商品に分類される、提供されている事実パターンの優先配当を、当期の純損益の合計を各種類の資本性金融商品に配分するという名目的な基礎に基づき、EPS の算定に考慮するよう要求していることを、委員会は認識した。したがって、それは、EPS を算定する上で、優先株式で宣言された配当が財務諸表に認識されたかどうかに関係がない。

しかし、委員会は、その見解が与えられた事実パターンを限定することを認識した。委員会は、14 項(a)の表現が作成者により不明瞭と考えられる場合、異なる事実パターンが、実務上の多様性を発生させる可能性があることを認めた。したがって、委員会は、スタッフが 14 項(a)のガイダンスが適用する事実パターンを決定するために、アウトリーチを実施し、IAS 第 33 号の表現が明確にされる必要があるかどうかについて分析を行うように要請した。

IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」—ジョイント・オペレーションに対する持分の取得

委員会は、共同支配の営業活動または資産、もしくはジョイント・オペレーションを基礎とする活動および資産が事業を構成する場合、IAS 第 31 号における共同支配の営業活動または資産に対する持分の取得に係るベンチャラーによる会計処理、および IFRS 第 11 号に定義されるジョイント・オペレーションに対する持分の取得に係るジョイント・オペレーターによる会計処理を明確化する要請を受けた。

委員会は、ジョイント・オペレーションの活動が IFRS 第 3 号に定義される事業を構成する場合、ジョイント・オペレーションに対する持分の取得に係る会計処理に、不確実性が存在することを認識した。委員会は、IAS 第 31 号が 2013 年から IFRS 第 11 号により置き換えられることを認識し、IFRS 第 11 号を適用後に予想される将来の実務上の多様性を限定するために、委員会は、ほとんど例外なく識別可能な資産および負債についての公正価値での測定を含め、ジョイント・オペレーションの特定の資産および負債に IFRS 第 3 号の適用を要求し、残存部分をのれんとして認識することを決定した。

委員会は、スタッフが、そのようなガイダンスを IFRIC 解釈指針、IFRS 第 3 号への改訂または IFRS 第 11 号への改訂の形とするべきかを分析し、提案することを要請した。スタッフは、将来の会合にこの分析および結果として生じる提案を提出する予定である。

IFRIC 第 15 号「不動産の建設に関する契約」—不動産取引における支配の連続的な移転の意味

委員会は、IFRIC 第 15 号に参照される「連続的な移転」の意味の明確化を求める要請を受けた。明確化についての本要請は、特に(1)支配の連続的な移転が、買手が一部完了した仕掛品に対する支配を得ること、または売手が支配を喪失し買手が防御権を得ることを意味するのか(2)支配が、建設が行われる一方で、買手が仕掛品の法的または物理的占有を有していることを意味するのか、または売手が他の誰にも当該仕掛品を売却することができないことで十分とするのか、ならびに(3)集合住宅の販売における連続的な移転を決定する際の適切な会計の単位は何かを特に質問している。

スタッフは、各取引が IFRIC 第 15 号における連続的な移転の要求を満たすかどうかの分析とともに、2 つの別個の法域からの取引を委員会に提出した。

法域 A では、不動産開発業者は現地の住宅法 (Local Housing Act) により高度に規制され、免許を受けている。一旦売却契約書が締結されると、買手は、開発業者が契約書以外に生じる問題に関して実行できない、または買手が資金調達を得ることができない場合を除き、契約書を無効にする権利を有していない。買手はまた、開発の認定された段階に基づき、建設プロセスにわたって返還不能な支払いを行い、開発の完了前に価格の 80% を開発業者に支払うことが要求される。法域 A ではまた、契約の当事者双方による特定の履行を要求する。

法域 B では、開発業者は建築基準を条件としているが、それ以外では法域 A にあるように規制されていない。この法域の買手は通常、契約履行時に 10%

の手付金を、不動産の完成時に残額を支払うことを要求する。買手は、契約のもとで実行しないことを選択する場合があるが、手付金は無効となり、最終的な販売価格と当初の販売価格の間の差額を法的に負担する場合がある。契約条件はまた、通常開発業者が違反金なしに契約を解除することを認めている。裁判による特定の履行が要求されるかもしれないが、法的な規則では要求されていない。

委員会は通常、連続的な移転が法域 B よりも法域 A の一般的な環境において生じる可能性がより高いと考えたが、どのような要素を検討すべきであるかが不明瞭であることを認識した。したがって、委員会は、不動産の建設契約における連続的な移転を示唆する特徴を開発することを、スタッフとともに作業する。スタッフは、IFRIC 第 15 号の解釈指針と現在再公開草案が公表された収益認識の提案との間の相互関係を前提として、当該論点を審議会に持ち込む予定である。

委員会はまた、集合住宅の売却における連続的な移転を決定する際の会計単位の明確化に対する要請を議論した。委員会は、そのような場合の会計単位は個別の売却契約書の対象である住宅単位であることを決定した。

IAS 第 12 号「法人所得税」—コーポレート・ラッパー

委員会は、単一の資産を保有する子会社を所有する企業が、IAS 第 12 号 11 項に記載される税務基準額または資産を保有する企業の株式の税務基準額を使用して繰延税金を算定すべきであるかどうかを検討する要請を受けた。資産それ自体を売却するよりも、資産を保有する企業の株式を売却することにより資産が実現することが一般的であるため、この疑問が生じている。

委員会は、IAS 第 12 号 15 項および 24 項が、一定の条件が満たされる場合を除き、資産に関連するすべての一時差異について繰延税金の認識を要求することを認識した。委員会はまた、IAS 第 12 号 39 項が、一定の条件が満たされない限り、基礎となる資産を保有する子会社に対する投資に関連するすべての一時差異について繰延資産の認識を要求することを認識した。最後に、委員会は、IAS 第 12 号 7 項および 38 項は、それらの一時差異を算定するために使用される税務基準額が、基礎となる資産および基礎となる資産を保有する企業の株式に対する投資の両方に関連していることを要求していることを認識した。その結果、委員会は、たとえ企業が資産を保有する企業から別個に資産を処分することを予期していない場合でも、当初認識の例外が適用されない限り、基礎となる資産に関連する一時差異についての繰延税金の認識を回避できないと考えている。

しかし、委員会は、基礎となる資産に関連する一時差異についての繰延税金の認識に関して、実務上の多様性を認識した。したがって、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないという以前の暫定的なアジェンダの決定を撤回し、当該論点が年次改善を通して明確にされ得るかを評価する目的で、スタッフにこの論点の追加的な分析を実行することを要請した。スタッフは、将来の会合でその分析の結果を提出する予定である。

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」—サービス委譲契約における営業者による支払い

委員会は、サービス委譲契約で営業者により生じる契約上のコストに係る会計処理を明確にする要請を受けた。明確化についての要請は、これらの原価が関連する支払いを行う義務を伴う資産として、委譲の初めに認識すべきあるか、または本質的に未履行として取扱い、委譲契約の期間にわたって認識されるべきであるかに関連している。

委員会は、支払いが有形資産の使用権につながる場合、営業者が資産の使用権の支配を獲得するかどうかを決定する際に判断が必要となることを指摘した。この判断は、当該契約が IFRIC 第 12 号または IAS 第 17 号「リース」の範囲となるかどうかを決定する。例えば、有形資産の使用権は委譲者の自由裁量となる場合、営業者は使用権を支配せず、当該契約は IFRIC 第 12 号の範囲となる。

委員会は、そのような契約が資産の取得を表しているかどうか、営業者が違反金なしに解約する権利を維持する場合には、どのような会計処理がなされるか、資産が認識される場合その資産が金融資産モデルに関する IFRIC 第 12 号の原則を基に金融資産として分類されるかどうか、資産が認識される場合資産の適切な認識金額はいくらであるか、そして支払いを行う要求が金融負債である場合、どのように事後の測定が IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」と相互作用するかを検討し、営業者により行われた委譲者への支払いが IFRIC 第 12 号の範囲である環境を分析することをスタッフに要請した。

スタッフは、将来の会合でその分析を報告する予定である。

管理セッション

委員会における残る論点のレポート

委員会は、将来の会合で議論される予定である 3 つの新しい論点および 1 つの未解決の論点に関する作業を繰り越した。延期された委員会のトピックは、以下を含んでいる。

IAS 第 16 号「有形固定資産」：有形固定資産 (PPE) および無形資産の条件付価格設定：本提案は、PPE および無形資産の単一項目の無条件の購入に係る条件付価格設定をどのように会計処理するかについての明確化を要請している。委員会は、審議会がリース・プロジェクトの一環として変動リース料についての負債の会計処理に関する議論を結論付けるまで、このプロジェクトにおける作業を延期することを決定した。

IAS 第 27 号「連結及び単体財務諸表」および SIC 第 13 号「共同支配の事業体—ベンチャラーによる非貨幣拠出」：ベンチャラーによる非貨幣資産の拠出および関連する利得の認識：本提案は、事業が SIC 第 13 号の範囲の非貨幣性資産であるかどうかについての明確化の要請である。スタッフは、2012 年 1 月の委員会の会合で、初めてこの論点を提示するつもりである。

IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」：組込デリバティブ：本提案は、固定金利の負債性金融商品の主契約において、当該金融商品の当初の期間を延長するオプションを保持者に付与する特徴が、分離 (bifurcation) を要求する組込デリバティブとなるかどうかについての明確化の要請である。スタッフは、2012 年 1 月の委員会の会合で、初めてこの論点を提示するつもりである。

IAS41 号「農業」：公正価値の開示および評価方法における影響：本提案は、IAS 第 41 号 51 項の開示要求が一定の生物資産に使用される評価方法に影響を及ぼすべきであるかどうかについての明確化の要請である。スタッフは、2012 年 1 月の委員会の会合で、初めてこの論点を提出するつもりである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。